

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月及び平成元年6月から同年12月までの期間並びに2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年12月  
② 平成元年6月から同年12月まで  
③ 平成2年3月

申立期間は申請免除とされているが、国民年金保険料受領書に、申立期間①及び②は、当時の国民年金保険料の集金人である町内の班長の印鑑が押してあり、申立期間③は、当時の集金人の町内の班長の名前が書いてあるので納付と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和63年度から65年度までの年度が印刷された国民年金保険料受領書の受領者印欄には、申立期間①及び②については受領者の印鑑が押され、申立期間③については受領者名が手書きされていることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したものと推認できる。

また、申立期間③に係る保険料の受領者である町内班長は、申立期間の保険料を集金していたことがあったと証言していることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人のオンライン記録によると、昭和63年12月及び平成元年6月から同年8月までの期間に係る国民年金保険料が22年6月14日に還付されたとの記録が見られるが、このことから申立人が当該期間に係る保険料相当額を納付し、20年余りの間、国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、行政機関において、申立人の保険料の納付記録が適正に管理されていなかったと判断せざるを得ない。

したがって、申立期間については、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を免除申請後、追納申請を行わず納付したことを理由に、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、同年7月及び同年8月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年8月まで

私は、申立期間当時、A市で臨時採用の仕事をしたが、共済に加入できなかったため国民年金に加入した。加入時期や納付方法については詳しく記憶していないが、当時の国民年金の手帳を持っており、国民年金保険料は付加保険料も含めて納付したと思う。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年4月から同年8月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が、同年7月頃に払い出されたものと推認でき、申立人は、国民年金の加入手続はA市役所で行ったと主張していることから、その時点で市役所において現年度の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間のうち、昭和51年7月及び同年8月については、申立人が所持する年金手帳には、同年7月7日に付加年金の加入手続を行った旨のスタンプが押されており、A市の保管する被保険者名簿によると、申立人が同年7月1日に付加年金に加入している履歴が確認できることから、申立人は、当該期間について付加保険料の申出を行い、同年7月及び同年8月の保険料は付加保険料を含めて納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和47年4月から51年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年7月頃に払い出されており、その時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、同年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から61年3月まで

A市役所から国民年金に加入しなければならないという通知が来たので加入手続を行い、未納となっていた申立期間の保険料を遡って一括納付した。

申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適正に行っている。

また、申立人は、昭和61年4月頃、A市役所から国民年金に加入しなければならないとの通知が来たので、同市役所において加入手続を行い、未納となっていた保険料を同市役所内の銀行の窓口で、納付書により遡って一括納付したと主張しているところ、同市においては、同年4月の新法施行に伴い、未加入の強制被保険者に対し文書による加入勧奨を行い、加入者に対し、国民年金手帳と納付書を送付していたとしていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月ごろ払い出されたと推認されることから、申立人の主張には不自然な点は見られない。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致しているとともに、A市では、申立期間当時、同市役所内の銀行窓口において国民年金保険料の収納を行っていたとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店（現在は、A社B支社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和25年1月15日）及び資格取得日（昭和25年7月14日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月15日から同年7月14日まで

私は、昭和21年3月1日から56年3月31日まで、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたのに、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者原票では、A社B支店において昭和23年3月1日に厚生年金保険の資格を取得し、25年1月15日に資格を喪失後、同年7月14日に同社同支店において再度資格を取得しており、25年1月から同年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び同僚の供述から、申立人は申立期間において同社B支店に継続して勤務したことが認められる。

また、申立人の当時の同僚は、自分は昭和24年11月から26年1月までA社B支店のC出張所において、申立人と同じ業務の担当として一緒に勤務したが、申立期間における申立人の勤務地、勤務状況等に変更は無かったと供述しており、また当該同僚は申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

さらに、A社B支社は、申立期間当時に社員は全員厚生年金保険に加入しており、申立人についても人事記録及び同社が作成した厚生年金保険の職歴に関する文書から、申立人は申立期間において社員として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えられる旨回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の厚生年金被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年1月から同年6月までの保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和33年3月4日から63年11月30日まで、A社に継続して勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和63年分退職所得の源泉徴収票、B社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年3月31日に同社C支店から同社本店D部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間において、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与一覧表及び支給明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和60年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和60年6月1日から61年3月31日までA事業所に勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が提出したA事業所の人事記録により、申立人が同事業所に昭和60年6月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時のA事業所における社会保険事務の担当者は、既に死亡しているものの、昭和61年4月から同事業所で社会保険事務を引き継いだ担当者によると、この者が担当していたときは、採用された時点で厚生年金保険に加入させていたので、申立期間当時も同様の取扱いをしていたものと考えられるとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年7月のオンライン記録により、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から53年1月まで  
昭和43年に近所の方からサラリーマンの妻も国民年金に加入できると聞き、市役所で加入手続を行った。  
A市では、国民年金保険料は婦人会の集金により納付しており、その後、他市に転居した後は、国民年金担当の窓口で納付していた。  
申立期間について、国民年金の記録が未加入とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を地区の婦人会の集金又は国民年金担当の窓口で納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和53年1月以降に払い出されていると推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は109か月と長期間であり、申立人はこの間4市に居住しているが、いずれの市においても申立期間に係る国民年金の納付記録が欠落することは考え難い上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、婦人会の集金により納付したことを記憶している。納付した金額は、はっきりとは覚えていないが、申立期間の保険料は妻の分と一緒に納付していた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を居住地区の婦人会の集金により毎月納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和 44 年 6 月以降に払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人が自分の保険料と一緒に納付したとする申立人の妻に係る申立期間に対応する期間も未加入期間であるなど、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から平成元年 11 月 1 日まで  
私は、昭和 62 年 4 月 1 日から平成元年 11 月 1 日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと主張しているところ、複数の同僚の証言から、勤務の期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社から提出された昭和 63 年 10 月及び平成元年 10 月の健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書により、申立人は昭和 63 年 5 月から平成元年 7 月までの間に厚生年金保険の標準報酬月額決定が行われていないことが確認できる上、同社は、「当社が保有する健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書により、申立人は厚生年金保険に加入しておらず、申立人の給与からは保険料を控除していない。」と説明している。

また、昭和 62 年 4 月 1 日に設立されたB厚生年金基金は、「当基金は、設立当初から厚生年金基金加入員台帳を保存しているが、申立人については申立期間に厚生年金基金の加入記録は無い。また、設立当初から厚生年金保険の資格取得等の届出書と厚生年金基金の資格取得等の届出書の様式は一体であったため、厚生年金保険にも加入していなかったと思われる。」と説明していることから、申立期間には、厚生年金保険の資格取得等の届出書が提出されていなかったものと推認される。

さらに、申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない

ことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

加えて、申立人の申立期間については、A社に係る雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から37年12月1日まで

私は、申立期間においてA社（後にB社に名称変更）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人の詳細な記憶から推認できる。

しかしながら、B社は既に解散しており、申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料を得ることができない上、元事業主は死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等に関する証言は得られない。

また、申立期間当時在籍していた同僚のうち、連絡がとれた二人は申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務形態や厚生年金保険料の控除等に関する証言は得られない。

さらに、A社に係る昭和25年12月1日から38年7月10日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票について、厚生年金保険被保険者資格の取得者を見ると、申立人の氏名の記載は無く、同記録の整理番号に欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 6 日から平成 3 年 7 月 1 日まで  
私はA社に勤務し、申立期間の報酬月額は 19 万円だった。給与明細書は残っていないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与台帳等の関連資料は無い上、複数の同僚からも、申立期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、A社の元事業主の妻は、「給与台帳等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、このほか、申立期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から 62 年 11 月 1 日まで  
私が、A 社（後に、B 社）に勤務していた申立期間について、標準報酬月額が実際の総支給額と相違している。標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年分及び 61 年分の給与所得の源泉徴収票を提出し、申立期間の標準報酬月額は 30 万円であったと申し立てているが、同票の社会保険料等の金額欄に記載された額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算した健康保険料及び厚生年金保険料額に雇用保険料を加算した額とほぼ同額となることから、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料を控除していたと推認される。

また、申立期間に経理事務を担当していた元社員は「申立人の給与月額は不明であるが、給与所得の源泉徴収票には賞与額が含まれていると思う。資格取得時だけでなく、昭和 60 年から 3 年間も申立人の標準報酬月額を誤って提出することはない。」と証言している。

さらに、A 社が昭和 62 年 4 月 1 日から加入していた、C 厚生年金基金における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、A 社は既に適用事業所ではなくなっており、給与台帳等の関連資料も無く、元事業主も「事業所は、平成 20 年 5 月に倒産し、社会保険の関係書類は無く、厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 646 (事案 206 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 11 月 26 日まで  
昭和 29 年 4 月 1 日にA社に入社し、30 年 6 月 11 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が確認できないので、厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立事業所は現存しておらず、事業主の所在も不明であるため、申立人に係る厚生年金保険料の控除の事実を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができないこと、同僚からも保険料の控除に関する証言は得られず、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情が見当たらないことなどの理由から、当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回新たに当時の同僚 3 人の名前を挙げているが、これらの同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる証言は得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 11 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務していたと主張しているが、同社は、申立人の勤務期間や申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料は保管しておらず、申立期間当時に同社に勤務していた同僚のうち 1 人は「申立人は、A 社に勤務していたが、勤務期間は不明である。」と証言しており、ほかの同僚 2 人は「申立人は知らない。」と証言していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

また、B 社は、「当時の資料が残っておらず、社長をはじめ当時のことを知る社員が一人も在職していない。」と回答している上、前述の同僚からも具体的な証言が得られないことから、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。